

# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案

規制の名称：基幹放送事業者の経営の選択肢増加に向けたマスメディア集中排除原則の緩和

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省情報流通行政局放送政策課

評価実施時期：令和4年12月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b> 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	<b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

現在、基幹放送においては、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することで、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、放送法（昭和25年法律第132号）第93条第1項第5号及び第2項、電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項第4号、放送法第162条第1項等で基幹放送の業務の認定基準（マスメディア集中排除原則）を規定している。具体的には、一の者が兼営（1事業者が2以上の基幹放送を行うこと）又は支配（基幹放送事業者の一定割合以上の議決権の保有や役員を兼任すること）することができる基幹放送局の数を制限することで、放送の多元性・多様性・地域性を確保することとしているが、以下の場合等は特例により複数の放送局の兼営・支配を可能としている。

- ・ラジオ放送（コミュニティ放送を除く）は4局まで兼営・支配可能
- ・コミュニティ放送は同一の市区町村を放送対象地域とする場合は兼営・支配可能
- ・地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、同一メディアで放送対象地域（コミュニティ放送の場合は放送対象地域が属する都道府県）が隣接する場合には兼営・支配可能【特定隣接地域特例】
- ・認定放送持株会社は傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域の合計が12地域まで支配可能【認定放送持株会社制度】

一方で、ブロードバンドの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景として、インターネットを含む情報空間が放送以外にも広がっており、放送における広告費の低下や人口減少の加速化といった放送を取り巻く環境の変化へ放送事業者も適応していくことが迫られている。こうした状況下において、放送事業者が中長期的な経営戦略を描くことのできる環境を整備するためには、放送事業者間の資本関係を強化する等の経営の選択肢を増やすことが重要であり、放送を取り巻く環境変化を踏まえて、マスメディア集中排除原則の柔軟な見直しを図るべきである。

そこで今回は、現行の規制を維持し、中長期的に経営が困難となる放送事業者が生じる場合をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

- ・ デジタル時代において、ブロードバンドの普及、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴スタイルの変化や若者を中心とした「テレビ離れ」、放送における広告費の低下や人口減少の加速化など、放送を取り巻く環境が大きく変化している。
- ・ 現在、マスメディア集中排除原則に基づき、基幹放送事業者による兼営や支配を原則として禁止しており、認定放送持株会社制度、特定隣接地域特例等を特例として認めているが、上記の環境の変化により、広告料収入を主な財源とする民間の基幹放送の経営状況は悪化する傾向にあるため、基幹放送事業者が中長期的に事業を継続できる環境を整備する必要がある。

【課題解決手段の検討】

- ・ デジタル時代において、放送が引き続きその社会インフラとしての役割を果たし、視聴者の期待に添えていくためには、放送事業者による放送の持続的な維持・発展を可能とする環境を整備することが重要である。そのためには、特にローカル局の経営力の向上を図る必要がある。また、隣接県に限らない経営の連携を可能とする必要がある。
- ・ 基幹放送事業者が中長期的に経営を継続していくために、基幹放送事業者同士で経営の連携による資本強化を行おうとする場合、既にある認定放送持株会社の傘下に入れてグループ経営を行うことが考えられるが、認定放送持株会社制度では傘下に置く地上基幹放送事業者の地域制限を設けており、12都道府県を超える都道府県でのグループ経営を行うことができない。また、認定放送持株会社の傘下でない別の基幹放送事業者との資本関係等を強化することも考えられるが、特定隣接地域特例は基幹放送事業者の放送対象地域が隣接していない限り兼営・支配ができないものである。現在の制度ではこうした要件を満たせずに経営の連携を行うことができない状況が発生することが想定される。
- ・ なお、現在の基幹放送事業者の資本関係と自社制作番組比率との間に関連性は特に認められないため、本件規制緩和をしたとしても、マスメディア集中排除原則の目的である放送の多様性や地域性の確保に影響を与えることは想定されない。また、本件規制緩和により同一の放送対象地域内において兼営・支配可能な基幹放送局数が変わるわけではないため、一の者が複数の基幹放送局を兼営することで放送の多元性が確保されなくなることも想定されない。
- ・ よって、以下のとおり規制を緩和する必要がある。

【規制の内容】

- ・ 認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限(12都道府県まで)を撤廃する。
- ・ 放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず、地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、それ

ぞれ9局（コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分）までの兼営・支配を可能とする。

### 3 直接的な費用の把握

#### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

今回の改正は、マスメディア集中排除原則の規制の一部を緩和することにより、基幹放送事業者の兼営・支配が可能となる場合が増えるものであるが、それに伴い、認定放送持株会社（10社）や基幹放送事業者（575社）において新たな手続や費用が発生するものではないため、新たな遵守費用は発生しない。

※社数は令和3年度末時点。

#### ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

基幹放送局の免許・再免許に係る審査時のマスメディア集中排除原則への適合状況の確認は、現状の制度下においても実施しているものであり、今回の改正に伴い新たに作業が発生するものではないため、行政費用の増加は想定されない。

### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

#### ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本件は、資本関係（議決権保有・役員兼任）を通じたグループ経営を可能とする認定放送持株会社の傘下に置く地上基幹放送事業者の地域制限を撤廃するものである。

また、隣接県に限らない経営連携を可能とするため、放送対象地域の隣接・非隣接に関わらず地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、それぞれ9局（コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分）まで兼営・支配を可能とするものである。

本件に伴う影響は次のとおりであり、負の副次的影響及び波及的影響は想定されない又はごく僅かである。

- ・ 基幹放送事業者が中長期的に経営を継続することで、視聴者にも継続して放送番組が提供されることになり、マスメディア集中排除原則の目的である放送の多元性・多様性・地域性の確保に資することが想定される。
- ・ 資本関係と自社制作番組比率との間に関連性は特に認められないため、個別の基幹放送事業者において、兼営・支配関係の変化により自社制作番組比率も増減することはあり得るものの、一般的には資本関係の変化による放送の多様性・地域性への負の影響は想定されない又はごく僅かである。

#### 【参考】

総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（第6回）

資料6-2 地上テレビジョン放送事業者が保有される議決権比率と自社制作番組比率の関係について（事務局資料）

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000797977.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000797977.pdf)

## 5 その他の関連事項

### ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制緩和は、総務省主催の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討結果を取りまとめた「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」において、マスメディア集中排除原則について見直しを図るべきであるとされた内容を踏まえて実施するものである。

- ・ デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/digital\\_hososeido/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index.html)

## 6 事後評価の実施時期等

### ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

・ 認定放送持株会社のうち傘下の放送事業者が 12 都道府県を超える地域で放送を行う者の数及び当該認定放送持株会社傘下の放送事業者の自社制作番組比率  
・ 地上テレビジョン放送、ラジオ放送について、今回の改正により兼営・支配が可能となる放送事業者と兼営・支配関係にある放送事業者の数及び当該放送事業者の自社制作番組比率を把握するとともに、事業者ヒアリング等を通じて当該規制緩和による経営状況への影響を確認する。